

(趣旨)

第1条 この規則は、市立枚方宿鍵屋資料館条例(平成13年枚方市条例第4号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(入館券の交付)

第2条 指定管理者(条例第4条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、市立枚方宿鍵屋資料館(以下「資料館」という。)への入館を認めるときは、市立枚方宿鍵屋資料館入館券(様式第1号)又は市立枚方宿鍵屋資料館年間入館券(様式第2号)を交付するものとする。

(領収証書)

第3条 利用料金の領収証書は、前条の入館券の交付をもってこれに代えるものとする。

(利用料金の減免)

第4条 条例第7条第7項の規定による減免は、利用料金のうち1回を単位とする利用に係るものにつき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 市又は教育委員会が実施する歴史学習、教育活動等に伴う入館 全額
- (2) 学校の教科活動、学校行事その他の学校又はこれに準ずる団体の教育、研究等に資する活動に伴う入館 全額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認める入館 全額

2 条例第7条第7項の規定により利用料金の減免を受けようとするものは、その旨を指定管理者に申し出るものとする。

(入館者の遵守事項)

第5条 資料館に入館した者(以下「入館者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 承認を受けずに資料館で印刷物、ポスター等の配付若しくは掲示又は物品の販売その他これに類する行為をしないこと。
- (3) 喫煙しないこと。
- (4) 指定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (5) 指定された場所以外に出入りしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、資料館の管理上必要な指示に従うこと。

(汚損等の届出)

第6条 入館者は、資料館の施設、設備又は枚方宿文化財資料を汚損し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、資料館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(市立枚方宿鍵屋資料館利用料金に関する規則の廃止)

- 2 市立枚方宿鍵屋資料館利用料金に関する規則（平成13年枚方市規則第41号）は、廃止する。

(市立枚方宿鍵屋資料館利用料金に関する規則の一部を改正する規則の廃止)

- 3 市立枚方宿鍵屋資料館利用料金に関する規則の一部を改正する規則（令和元年枚方市規則第3号）は、廃止する。

(経過措置)

- 4 資料館の使用に関し、この規則の施行の際現に効力を有する教育委員会が定めるところにより行われた指定管理者による第2条の入館券の交付その他の行為又は指定管理者に対して行われた届出その他の行為は、この規則の規定により行われた指定管理者による同条の入館券の交付その他の行為又は指定管理者に対して行われた届出その他の行為とみなす。
- 5 この規則の施行の日前に、附則第2項の規定による廃止前の市立枚方宿鍵屋資料館利用料金に関する規則の規定により行われた減免の決定その他の行為は、この規則の規定により行われた減免の決定その他の行為とみなす。

様式第1号（第2条関係）

NO. _____
市立枚方宿鍵屋資料館入館券
円
市立枚方宿鍵屋資料館

備考 寸法は、縦5センチメートル、横12センチメートルとする。

様式第2号（第2条関係）

（表）

NO. _____
市立枚方宿鍵屋資料館年間入館券
年 月 日発行
年 月末まで有効
氏名
住所
円
市立枚方宿鍵屋資料館 指定管理者
㊤

（裏）

注 意 事 項
1 入館に際しては、本券を受付の係員に提示してください。
2 記名本人に限り、有効期限まで何回でも入館できます。
3 特別企画展示の利用料金は、別途必要となります。
4 本券を失っても再発行及び料金の還付は行いません。

備考 寸法は、縦5.4センチメートル、横8.5センチメートルとする。